

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金効果検証シート総括表(令和5年度交付決定分)

(単位:円)

経済対策との関係	No.	補助・単独	事業名	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業費		うち地方創生臨時交付金	年度内遂行実績事業費		事業開始年月	事業完了年月	事業の効果・検証 ①事業の実績 ②事業の効果・検証(評価) ③その他	担当課	実施計画事業No.	
					年度内遂行実績事業費	翌年度繰越額		年度内遂行実績事業費	翌年度繰越額						
1 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」				事業総数:15 総事業費 201,776,516円 (うち交付金 194,322,281円)											
(1)原油価格高騰対策				事業総数:1 総事業費 2,620,000円 (うち交付金 2,600,000円)	・原油価格高騰が、コロナ禍における事業継続の重荷となることを避けるべく、事業者支援を図る。										
	1	単	公共交通エネルギー価格高騰対策事業	①コロナ禍において、エネルギー価格高騰の影響を受けている公共交通事業者を支援することにより、公共交通の運行の維持及び確保を図る。 ②バス事業者・タクシー事業者に対する支援:路線バス1系統当たり10万円、タクシー1台当たり3万円 ③路線バス事業者(3者) 25系統×100千円=2,500千円 タクシー事業者(2者) 8台×30千円=240千円(合計)2,740千円 ④町内を運行する路線バス事業者、町内で営業するタクシー事業者(町内に本社若しくは営業所を設置)	2,620,000	2,620,000	0	2,600,000	2,600,000	0	R5.6.9	R5.8.21	①交付件数 ・路線バス事業者3社 25系統(1系統あたり10万円) ・タクシー事業者1社 4台(1台あたり3万円) ②効果的であった。 【理由】 エネルギー価格の高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している公共交通事業者を支援することにより、公共交通の運行の維持及び確保を図ることができた。	地域政策課	7
(2)コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援				事業総数:14 総事業費 199,156,516円 (うち交付金 191,722,281円)	・コロナ禍において、物価高騰等に直面する生活者・事業者に対し、地域の実情に応じながら、多方面にわたる支援を実施することにより、生活者・事業者支援を図る。										
	2	単	低所得世帯支援給付金事業【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍において原油価格・物価高騰等により影響を受けている非課税世帯及び家計急変世帯を支援し、負担軽減を図る。 ②住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する支援:1世帯当たり3万円 ③給付金総額 非課税世帯支援給付金:85,440千円 30千円×2,848世帯(給付決定世帯数) 非課税世帯支援給付金(特例措置等分):600千円 30千円×20世帯(見込) 家計急変世帯支援給付金:0千円 30千円×0世帯 ④令和5年度分住民税非課税世帯(見込)3,424世帯(参考:令和3年度支給世帯数、特例措置等分を含む)、家計急変世帯10世帯	85,440,000	85,440,000	0	85,440,000	85,440,000	0	R5.6.9	R6.3.18	①住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯あたり30,000円を給付。 給付世帯数:2,848世帯(すべて住民税非課税世帯) 給付額:85,440,000円 事務費:4,423,281円	社会福祉課	1
	3	単	低所得世帯支援給付金事業(事務費)	①コロナ禍において原油価格・物価高騰等により影響を受けている非課税世帯及び家計急変世帯を支援し、負担軽減を図るにあたって必要な事務経費。 ②住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する支援に係る事務費 ③事務費 非課税世帯支援給付金:5,992千円(委託費等) ※特例措置等分を含む。 家計急変世帯支援給付金:0千円(役務費(口座振替手数料等)) ④住民税非課税世帯3,424世帯(特例措置等分を含む)、家計急変世帯10世帯	4,423,281	4,423,281	0	4,423,281	4,423,281	0	R5.6.9	R6.1.24	②効果的であった。 【理由】電力・ガス・食品等の価格高騰による影響が大きい住民税非課税世帯に対し、給付金を交付し、家計の負担軽減を図ることができた。	社会福祉課	2
	4	単	障害福祉サービス施設等支援給付金事業	①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている町内の障害福祉サービス施設等に対し支援を行うことにより、負担軽減を図る。 ②施設で行う障害福祉サービス等の事業内容により、100千円～10千円の給付金を支給。※1施設が複数のサービスを実施している場合は、合計額により支給。 ③入所系施設 13事業×100千円=1,300千円、短期入所系 6事業×50千円=300千円、通所系 21事業×30千円=630千円、訪問系 6事業×10千円=60千円(合計)2,290千円【46事業】 ④町内の障害福祉サービス施設等(27施設)	2,290,000	2,290,000	0	2,200,000	2,200,000	0	R5.6.9	R5.7.19	①障害福祉サービス施設等に対し、サービス等の事業内容により、10万円～1万円の給付金を支給した。 ・施設入所系:10万円(13事業所、申請件数13件) ・短期入所系:5万円(6事業所、申請件数6件) ・通所系:3万円(21事業所、申請件数21件) ・訪問系:1万円(6事業所、申請件数6件) ②効果的であった。 【理由】物価高騰の影響を受けている町内の施設等に対し、給付金の支給により、負担軽減を図った(申請率100%)。	社会福祉課	8

経済対策との関係	No	補助・単独	事業名	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業費			うち地方創生臨時交付金			事業開始年月	事業完了年月	事業の効果・検証 ①事業の実績 ②事業の効果・検証(評価) ③その他	担当課	実施計画事業No.
					事業費	年度内遂行実績事業費	翌年度繰越額	うち地方創生臨時交付金	年度内遂行実績事業費	翌年度繰越額					
	5	単	高齢者福祉施設等支援給付金事業	①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている町内の高齢者福祉施設等に対し支援を行うことにより、負担軽減を図る。 ②施設で行う介護サービス等の事業内容により、100千円～10千円の給付金を支給。※1施設が複数のサービスを実施している場合は、合計額により支給。 ③入所系施設 21事業×100千円=2,100千円、短期入所系 6事業×50千円=300千円、通所介護系 16事業×30千円=480千円、訪問系 22事業×10千円=220千円 (合計)3,100千円【65事業】 ④町内の高齢者福祉施設等(32施設)	2,940,000	2,940,000	0	2,900,000	2,900,000	0	R5.6.9	R5.7.19	①高齢者福祉施設等に対し、サービス等の事業内容により、10万円～1万円の給付金を支給した。 ・施設入所系:10万円(21事業所、申請件数20件) ・短期入所系:5万円(6事業所、申請件数5件) ・通所系:3万円(16事業所、申請件数16件) ・訪問系:1万円(22事業所、申請件数21件)  ②効果的であった。 【理由】 物価高騰により影響を受けている町内の施設等に対し、給付金の支給により、負担軽減を図った(辞退等により、申請率は94.8%)。	長寿福祉課	9
	6	単	保育所等物価高騰対策支援給付金事業	①コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けている町内の私立保育所等に対し支援を行うことにより、負担軽減を図る。 ②私立保育所等に対する支援 ・給食材料費高騰分に対し、児童1人当たり450円/月を支援(R5.9からR6.3までの7ヶ月分) ・エネルギー価格の高騰分に対し、定員に応じ、100千円～25千円を支援。 ③保育所3施設(延べ入所児童数2,247人)給食材料費分1,011,150円・光熱費分300,000円(3施設×100千円) ③認定こども園5施設(延べ入所児童数3,689人)給食材料費分1,660,050円・光熱費分500,000円(5施設×100千円) ③地域型保育事業所4施設(延べ入所児童数266人)給食材料費分119,700円・光熱費分100,000円(4施設×25千円) ③認可外保育施設1施設(延べ入所児童数77人)給食材料費分34,650円 (合計)3,725,550円 ④町内の私立保育所等(13施設)	3,501,900	3,501,900	0	3,500,000	3,500,000	0	R5.6.9	R5.7.14	①エネルギー価格・食料品等の物価高騰により影響を受けている町内の私立保育所等に対し、給食材料費高騰分として、9月から7箇月間、児童1人当たり450円/月の給付金を支給。また、光熱費の高騰分について、施設の利用定員に応じた区分による給付金を支給。 【給食材料費高騰分】 ・保育所(3施設)450円/人・月×301人×7箇月=948,150円 ・認定こども園(5施設)450円/人・月×484人×7箇月=1,524,600円 ・地域型保育事業所(4施設)450円/人・月×35人×7箇月=110,250円 ・認可外保育施設(1施設)450円/人・月×6人×7箇月=18,900円 【光熱費高騰分】 ・保育所(3施設)100,000円×3施設=300,000円 ・認定こども園(5施設)100,000円×5施設=500,000円 ・地域型保育事業所(4施設)25,000円×4施設=100,000円  ②効果的であった。 【理由】 物価高騰の影響を受ける保育所等13施設に対し、質を落とさずに栄養バランスや量を確保し、安定的に給食の提供を行うため、給付金を支給することにより、保育所等の負担軽減を図ることができた。	こども課	10
	7	単	土地改良区電気料金高騰対策支援事業	①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている土地改良区に対し、水利費の値上げ等の新たな農家負担が生じないよう、高騰分の電気料金に対する支援を行い、土地改良区の事務運営の安定と維持を図る。 ②農業水利施設電気料金高騰分の一部支援 ・7土地改良区[当町の受益地の割合による] ・期間:令和5年4月分から9月分まで ・補助率:50% ③ひぬま川:11,961千円、渡里台地:7,540千円、千波湖:46千円、石岡台地:806千円、播田実:263千円、中妻:16千円、友部:9千円 (合計)20,641千円 ④町内に受益地を有する7土地改良区	4,855,000	4,855,000	0	4,800,000	4,800,000	0	R5.6.9	R6.2.15	①令和3年と令和5年の一定期間を比較し、令和5年に高騰した電気料金の50%以内分を支援金として給付した。 ・ひぬま川土地改良区 2,232千円 ・渡里台地土地改良区 2,579千円 ・石岡台地土地改良区 44千円  ②効果的であった。 【理由】 国の激変緩和措置、天然ガス・石炭価格の燃料費降下により、電気料高騰の影響が想定よりも少なかったが、土地改良区の安定的な運営及び受益農家の負担軽減に貢献することができた。	農業政策課	11
	8	単	粗飼料価格高騰対策支援金給付事業	①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰下における粗飼料価格の高騰により、酪農及び肉用牛生産における経営環境への影響を踏まえ、牛飼養者に対する支援を行うことにより、経営の維持安定を図る。 ②町内で販売を目的とした酪農又は肉用牛の生産を現に営んでおり、今後も継続する意思を有している者に対し、1頭当たり以下の金額を支援する。 ・乳用牛 4,000円/1頭当たり ・肉用牛 1,000円/1頭当たり ③乳用牛:1,850頭×4,000円=7,400,000円、肉用牛:8,500頭×1,000円=8,500,000円【合計】15,900,000円 ④町内の牛飼養者37経営体	14,776,000	14,776,000	0	14,700,000	14,700,000	0	R5.6.9	R5.10.5	①34経営体(乳用牛・肉用牛 9,310頭)に対し、粗飼料価格の高騰に係る支援金を給付。  ②効果的であった。 【理由】 支援金の辞退及び廃業等により実施計画における成果目標は下回ったものの、対人給付率は9割を超え、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響下における粗飼料価格の高騰により、酪農及び肉用牛生産における経営に影響が及んでいる現状に対し、経営の維持安定と営農意欲の向上が図られた。	農業政策課	12

経済対策との関係	No	補助・単独	事業名	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業費			うち地方創生臨時交付金			事業開始年月	事業完了年月	事業の効果・検証 ①事業の実績 ②事業の効果・検証(評価) ③その他	担当課	実施計画事業No.
					事業費	年度内遂行実績事業費	翌年度繰越額	年度内遂行実績事業費	年度内遂行実績事業費	翌年度繰越額					
	9	単	地理的表示保護制度登録産品飯沼栗物価高騰対策支援事業	<p>①コロナ禍におけるエネルギー価格の物価高騰や国際情勢等を背景とした農林水産業における物価高騰等の影響により、地理的表示保護制度(GI)に登録された「飯沼栗」の「くん蒸剤」が高騰していることから、購入経費に対する支援により、経営の負担軽減を図るとともに、安定した飯沼栗生産の維持を図る。</p> <p>②くん蒸剤「ヨウ化メチル剤」購入経費の一部支援 ・支援対象:下飯沼栗生産販売組合 ・支援額:購入経費に係る高騰額の1/2(上限50万円) ・支援対象期間:令和5年9月分から11月分まで ③R5年度購入予定額 17,722円/本×114本(R4年度使用実績)=2,020,308円(見込額) (R5年度見込額2,020,308円-R4年度実績1,009,470円)×1/2=505,419円≈500千円 ④下飯沼栗生産販売組合(10戸)</p>	177,000	177,000	0	100,000	100,000	0	R5.6.9	R6.1.9	<p>①下飯沼栗生産販売組合に対し、くん蒸剤購入経費の令和5年度と令和4年度を比較した高騰額の1/2を支援金として給付した。</p> <p>②効果的であった。 【理由】 高騰額分の一部支援をしたことにより、経費の負担軽減、また、地理的表示保護制度登録産品「飯沼栗」の安定した産地の維持を図れたことや、営農意欲の向上が図られた。</p>	農業政策課	13
	10	単	事業継続緊急給付金(第4弾)	<p>①コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、価格転嫁が進まず、事業収入が減少し経営環境が悪化している中小企業・個人事業者に対し、支援金を給付することにより、負担軽減を図る。</p> <p>②10万円(1法人若しくは1個人事業主あたり、1回限りの支給とする。)</p> <p>③給付金 30,000千円(10万円×300者)</p> <p>④以下のいずれかの要件に該当する町内に事業所を有する中小企業者等又は町内に住所を有する個人事業主。ただし、農林水産業を除く。 ア. 令和5年1月～12月のいずれかの月の売上が、前年または前々年の同月の売上と比較して20%以上減少している。 イ. 令和5年分の経常利益(事業収入から売上原価及び経費を差し引いた金額)が、前年または前々年の同年分の経常利益と比較して10%以上減少している。 ※その他、事業収入を得ており、今後も事業継続の意思を有するとともに、申請時点において、町税を滞納していないこと。</p>	25,900,000	25,900,000	0	19,000,000	19,000,000	0	R5.6.9	R6.3.6	<p>①前年、前々年の同月比で20%以上売上が減少した月がある、または経常利益が前年、前々年の同月比で10%以上減少している町内の中小企業者・個人事業主、259者に対し、一律10万円を支給。</p> <p>②効果的であった。 【理由】 対象者に対し、一律10万円を速やかに支給することにより、物価高騰等により経営に影響を受けている中小企業者・個人事業主に対し、事業継続の下支え・支援が図られた。</p>	商工観光課	14
	11	単	下水処理場等電気料金高騰対策支援事業	<p>①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている下水道事業者に対し、高騰する電気料金に対する支援を行うことにより、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の負担軽減を図る。</p> <p>②町浄化センター及び農業集落排水施設(4施設)に対する令和5年4月分から令和6年3月分までの電気料金高騰分の支援。</p> <p>③町浄化センター:高騰額13,316,207円=30,987,922円(R4年度)-17,671,715円(R3年度)、飯沼農業集落排水施設:高騰額2,252,914円=5,386,465円(R4年度)-3,133,551円(R3年度)、下石崎農業集落排水施設:高騰額2,410,238円=6,110,564円(R4年度)-3,700,326円(R3年度)、洞沼南農業集落排水施設:高騰額1,670,329円=4,138,652円(R4年度)-2,468,323円(R3年度)、逆川農業集落排水施設:高騰額1,255,317円=3,182,906円(R4年度)-1,927,589円(R3年度) 〔合計〕20,905,005円 ④下水道施設(5施設)</p>	4,438,326	4,438,326	0	4,400,000	4,400,000	0	R5.6.9	R6.3.18	<p>①下水道処理施設における、電気料金高騰分として、高騰額(令和5年度1kWhあたりの料金-令和3年度1kWhあたりの料金)に対し、支援を行った。 ・茨城町浄化センター 2,678,305円 ・飯沼農業集落排水施設 519,010円 ・下石崎農業集落排水施設 514,886円 ・洞沼南農業集落排水施設 434,541円 ・逆川農業集落排水施設 291,584円</p> <p>②効果的であった。 【理由】 下水処理場への電力価格高騰に対する支援により、利用者への価格転換の抑制及び、下水道事業の安定的かつ継続的なサービスの提供が図られた。</p>	下水道課	15
	12	単	浄・配水場等電気料金高騰対策支援事業	<p>①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている水道事業者に対し、高騰する電気料金に対する支援を行うことにより、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者の負担軽減を図る。</p> <p>②町上水道施設(3施設)に対する令和5年4月分から令和6年3月分までの電気料金高騰分の支援。</p> <p>③北部浄水場:高騰額13,189,213円=30,227,888円(R4年度)-17,038,675円(R3年度)、南部配水場:高騰額10,260,005円=24,949,398円(R4年度)-14,689,393円(R3年度)、大戸配水場:高騰額1,966,184円=4,346,909円(R4年度)-2,380,725円(R3年度) 〔合計〕25,415,402円 ④上水道施設(3施設)</p>	6,678,000	6,678,000	0	6,600,000	6,600,000	0	R5.6.9	R6.3.14	<p>①浄・配水場における、電気料金高騰分として、高騰額(令和5年度1kWhあたりの料金-令和3年度1kWhあたりの料金)に対し、支援を行った。 ・北部浄水場 3,279,014円 ・南部浄水場 2,862,765円 ・大戸配水場 561,766円 ※予算上事業の対象とする金額は6,678千円</p> <p>②効果的であった。 【理由】 浄・配水場への電力価格高騰に対する支援により、利用者への価格転換の抑制及び、水道事業の安定的かつ継続的なサービスの提供が図られた。</p>	水道課	16

経済対策との関係	No	補助・単独	事業名	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業費			うち地方創生臨時交付金			事業開始年月	事業完了年月	事業の効果・検証 ①事業の実績 ②事業の効果・検証(評価) ③その他	担当課	実施計画事業No.
					年度内遂行実績事業費	翌年度繰越額		年度内遂行実績事業費	翌年度繰越額						
	13	単	学校給食費物価高騰対策支援事業	<p>①コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、学校給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。</p> <p>②物価高騰(物価上昇率16.8%)に伴う給食費値上げ相当分と、1人当たり1,000円/月を追加支援する。</p> <p>・期間:令和5年9月分から令和6年3月分まで(7ヶ月分)</p> <p>・対象者:町内小中学校に在籍する児童・生徒の保護者</p> <p>③小学生(1,286人):18,508,112円</p> <p>・物価高騰分1,056円/人・月×1,286人×7ヶ月=9,506,112円</p> <p>※11ヶ月ベース 672円/人・月</p> <p>・追加支援分1,000円/人・月×1,286人×7ヶ月=9,002,000円</p> <p>③中学生(722人):10,805,452円</p> <p>・物価高騰分1,138円/人・月×722人×7ヶ月=5,751,452円</p> <p>※11ヶ月ベース 724円/人・月</p> <p>・追加支援分1,000円/人・月×722人×7ヶ月=5,054,000円</p> <p>③合計:29,313,564円</p> <p>・物価高騰分:15,257,564円</p> <p>・追加支援分:14,056,000円</p> <p>④町立小中学校に通う児童・生徒2,008人の保護者</p>	28,885,120	28,885,120	0	28,859,000	28,859,000	0	R5.6.9	R6.3.29	<p>①物価高騰に伴う学校給食費の値上げ分を学校給食物価高騰対策支援金として各学校へ交付。</p> <p>小学生分 (物価高騰分) 9,406,848円(1,056円/人・月×8,908人(7ヶ月延べ人数)) (追加支援分) 8,908,000円(1,000円/人・月×8,908人(7ヶ月延べ人数))</p> <p>中学生分 (物価高騰分) 5,626,272円(1,138円/人・月×4,944人(7ヶ月延べ人数)) (追加支援分) 4,944,000円(1,000円/人・月×4,944人(7ヶ月延べ人数))</p> <p>②効果的であった。</p> <p>【理由】 物価高騰に伴う給食費の値上げ分を支援することで、小中学校の保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。</p>	学校給食共同調理場	17
	14	単	高校生等新生活スタート応援事業	<p>①コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた新高校生等の保護者に対し、高校生等新生活スタート応援給付金を支給することにより、経済的負担軽減を図る。</p> <p>②生徒1人当たり30,000円</p> <p>③給付金額 30,000円×280人=8,400,000円</p> <p>事務費:303,000円【需用費・消耗品費(事務用品等)、役務費(郵便料等)、時間外勤務手当として支出】</p> <p>④町内に住所を有し、中学校等を卒業する見込みがある者280人の保護者</p>	8,103,775	8,103,775	0	8,100,000	8,100,000	0	R6.1.17	R6.3.13	<p>①令和6年1月1日現在で町内に住民登録があり、中学校等に在学し、3月に卒業または修了する見込みのある生徒の保護者に対し、生徒1人当たり30千円の給付金を支給した。</p> <p>30,000円×266人=7,980千円</p> <p>事務費:123,775円</p> <p>②効果的であった。</p> <p>【理由】 給付率100%を達成し、子育て世帯(新高校生等の保護者)の経済的負担軽減を図ることができた。</p>	地域政策課	18
	15	単	小中学生家庭学習支援事業	<p>①コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯に対し、図書や学習教材の購入等の支援を行うことにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。</p> <p>②町内在住の小中学生に対し、1人当たり3,000円の図書カードを配付。</p> <p>③図書カード購入費 6,300,000円=3,000円×2,100枚</p> <p>事務費:817,000円【需用費・消耗品費(事務用品等)、印刷製本費、役務費(郵便料)、時間外勤務手当として支出】</p> <p>④町内に住所を有する小中学生2,100人</p>	6,748,114	6,748,114	0	6,700,000	6,700,000	0	R6.1.17	R6.3.18	<p>①令和6年1月1日現在で町内に住民登録がある小中学生に対し、生徒1人当たり3,000円の図書カードを配付した。</p> <p>3,000円×2,061枚=6,183,000円</p> <p>事務費:565,114円</p> <p>②効果的であった。</p> <p>【理由】 配付率100%を達成し、家庭学習の支援と子育て世帯の経済的負担軽減を図ることができた。</p>	学校教育課	19
<b>合計(15事業)</b>					201,776,516	201,776,516	0	194,322,281	194,322,281	0	(充当率)	96.3%			